

観音寺市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等（前期分）の監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年11月30日

観音寺市監査委員 大西保行
観音寺市監査委員 立石隆男

令和 2 年 度

財政援助団体等監査結果報告書
(前期分)

観音寺市監査委員

財政援助団体（観音寺市スポーツ協会）監査の結果について

第1 監査の対象および期間

対 象	期 間
部局および団体	事 務
教 育 部 市民スポーツ課	令和元年度及び令和2年度（平成31年4月1日から令和2年9月30日）に財政的援助として支出した出納その他の事務
観音寺市スポーツ協会	令和元年度及び令和2年度（平成31年4月1日から令和2年9月30日）の観音寺市から財政的援助に係る出納その他の事務

第2 監査の方法

令和元年度及び令和2年度に執行した財政的援助等にかかる出納その他の事務の執行が、補助目的に沿って適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として実施した。

監査にあたっては、当該監査対象団体の所管課から関係書類の提出を求めるとともに、関係職員などから説明を聴取して監査を実施した。

第3 監査対象団体の概要

1 設置目的

市スポーツ協会は、スポーツの統一組織として、スポーツを振興し、市民の体力の向上とスポーツ精神を養い、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とした組織である。

協会の組織は、専門部、スポーツ協会支部、協会の目的達成に賛同する団体または個人により構成されており、市民のスポーツの普及奨励に寄与するための助成や各種スポーツ大会を開催、市スポーツ少年団育成を行うほか、目的の達成に必要な事業を行っている。

2 事務局

観音寺市教育委員会事務局教育部市民スポーツ課内

3 役員等（令和2年度）

会長 1名、副会長 5名、事務局長 1名、事務局次長 2名、会計 1名、
常任理事 若干名、理事 若干名、監事 2名

4 事業（会則で定めている事業）

同協会会則第4条のとおり

5 補助金の種類および金額

（所管課：市民スポーツ課）

（単位：円）

補助金の名称	年 度	補助金の額		
		補助申請額	概算交付額	精算額
観音寺市スポーツ協会補助金 （市スポーツ協会活動補助）	令和元年度	7,000,000	7,000,000	7,000,000
	令和2年度	7,200,000	5,000,000 （8/31現在）	

第4 監査の結果

補助金に係る所管部局および監査対象団体の出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されているが、一部について監査委員の意見を付する。

なお、所管部局および監査対象団体が、監査委員の意見について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づきその旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

第5 意見等

1 所管部局について

補助事業については、事業の実績報告書の提出時には、決算等の内容確認をされたい。なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症関連で事業計画どおりに大会等が開催できなかったことも考えられるので、補助金の執行残については、翌年に繰り越さずに補助金を返還するようその取り扱いに留意されたい。

また、今後も引き続き市スポーツ協会の経営状況等を的確に把握し、指導をされたい。

2 監査対象団体について

(1) 会計事務に関する証拠書類について、領収書や請求書の保管は適切であった。日付等の漏れや鉛筆書きの書類が見受けられたので、会計処理については、市の財務処理に準じて適正な支出書類の作成を行われたい。

(2) 煩雑な事務処理の効率化を図られたい。例えば、年間を通じて複数回事業を行っている団体については、補助金を事業ごとに交付せず一括で交付をし、実績報告書で精算するような手法がとれないか。また、会費についても事業完了後ではなくても収納できる手法がないかを検討されたい。